

最低制限価格の算出方法について（お知らせ）

本市では、予定価格1,000万円以上の工事契約及び予定価格100万円以上の建設工事にかかる測量、設計等委託契約について、適正な履行の確保を図るため、最低制限価格を設定しています。現在、予定価格及び最低制限価格については事前公表としているところですが、透明性のより一層の向上を図るため、これまで非公表としていた最低制限価格の算出方法を下記のとおり公表します。

1 工事契約

次の額の合計額。

ただし、予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内とし、端数は切り捨てます。

- 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 測量、設計等委託契約

次の表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となる同表①から④までに掲げる額の合計額。

ただし、予定価格の10分の8から10分の6までの範囲内とし、端数は切り捨てます。

業種区分	①	②	③	④	最低制限価格
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	_____	①～③の合計額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	①～④の合計額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	

《問い合わせ先》

八王子市契約資産部契約課

工事契約担当

(直) 042-620-7215

(内) 2314～2316